

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営体制と内部統制システムを整備・運用し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、企業価値の持続的な増大をめざしています。また「包む」を基本コンセプトに独立自尊と積極進取の気概を持って、透明性、公正性が高く迅速で効率の良い経営を実現することが、コーポレートガバナンスに関する取組みの基本的な考え方です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、機関投資家が議決権行使し易い環境整備に取り組んでいます。当社は、現在、海外投資家に向けた英文による情報提供を行っていませんが、今後、当社の海外株主保有比率の推移を見ながら、招集通知の英訳等を検討して参ります。

【補充原則3-1-2】

当社は、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家等に正確で適切に情報が伝わるように、株主総会の招集通知、決算短信等の開示文書の、英語での開示も検討して参ります。

【補充原則4-11-3】

当社は、社外役員の意見をも踏まえて取締役会の運営の改善に努めています。取締役会全体の実効性については、各取締役の自己評価等を参考に分析・評価を行い、その結果の概要の開示について検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、いわゆる政策保有株式について、当社の事業戦略上の重要性、取引関係の維持・拡大、そこから生じる収益等を総合的に勘案して、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断した場合、経営戦略の一環として取引関係を保持・強化する目的で保有することとしています。

保有後は定期的に保有の合理性及び継続保有の可否を判断しています。保有株式の議決権行使については、その議案の内容を精査し、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長に資するものか否かを保有目的に照らして統一的な基準を設けず議案ごとに、個別具体的且つ適切に判断します。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等との取引について、その取引が利益相反取引または同じ事業の部類に属する取引の場合は、事前に取締役会の承認を要する旨を取締役会規程で定め、取締役会は、重要性基準等に従い、その取引を適切に監視しています。当該取引については定期的に取引の内容等について取締役会に報告することとしています。

【原則3-1】

(1)当社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しコーポレートガバナンスを実現するため、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、代表取締役社長のトップメッセージや会社の経営理念を当社ウェブサイト等に開示しています。経営戦略や経営計画などは決定の都度ウェブサイトや決算短信等により開示します。

(2)当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について「コーポレートガバナンス報告書」として東京証券取引所に提出しています。

(3)当社の経営陣幹部・取締役の報酬の決定に当たっての方針と手続きを「コーポレートガバナンス報告書」として東京証券取引所に提出しています。

当社は、役員退職慰労金制度を廃止しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針は、各事業や部門運営において、重要な業務執行を決定するに足りる多様で十分な判断力を有し、株主から負託された受託者責任、説明責任に応える高い専門性と経験や見識を考慮してその職務と責任を全うできる適任者を指名・選任することとしています。

監査役候補者の指名を行うに当たっての方針は、能力、過去の経験、見識を勘案し、質の高い監査を実施することによって会社の健全で持続的な成長を確保し、ステークホルダーからの信頼に応える企業統治体制の構築に寄与できる人を指名します。

取締役候補者の指名並びに執行役員を選任の手続きは、候補者の妥当性について社外役員を中心とする指名諮問委員会の答申を得たうえで、取締役会の決議をもって決定します。

監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が候補者を選定し、その妥当性について社外役員を中心とする指名諮問委員会の答申と監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定します。

(5)当社では、取締役と監査役の候補者について、その氏名、略歴等を株主総会招集ご通知に記載し、必要と判断した候補者の「候補者とした理

由」を注記します。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令・定款等に定められた事項並びに当社およびグループ会社の重要事項等について取締役会で決定することを取締役会規程にて定めています。

業務執行取締役並びに執行役員への業務委任の範囲は「決裁規程」、「業務分掌規程」等に明確に定めています。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役の選任基準については取締役選任方針に則り且つ東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の項目について該当の有無を確認して、以下のいずれかに該当した者は独立性を有しないものと判断しています。

- (1)当社グループとの取引高が、直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (2)当社グループから直近3事業年度の平均年間支払額が1千万円超の寄付等金銭その他財産上の利益を受けている団体に属する者
- (3)当社グループから直近3事業年度の平均年間支払額が1千万円を超える金銭その他財産上の利益を得ている弁護士等専門的サービスを提供する者
- (4)当社の会計監査人の代表社員又は社員
- (5)過去3年間のうち上記(1)～(4)のいずれかに該当していた者

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役が取締役会においてより実質的な議論を行い得るためには、専門性・経験等の観点及び多様性とバランス等の観点を考慮し、機動性が確保できる適正な規模の取締役数が必要であると考えています。

取締役候補者については、社内外を問わず、(1)人望(2)法令及び企業倫理の遵守に徹する見識(3)広汎な知識・経験及び実績を具備(4)管掌部門の問題把握力・問題解決力等を有することを基準としており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、経営戦略等各専門的分野の知見を有し、多様な観点から当社の経営戦略策定・業務執行監督に参画し、当社の企業価値向上に資する人を選任しています。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況は、株主総会招集通知添付書類(報告書)、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査役を対象に、その役割と責務を果たすために必要な知識・情報を提供します。

新任の社外役員に対し、新任役員研修を実施し、その役割と責務を果たすうえで必要な知識・情報を提供します。

【原則5-1】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、その内容に応じ個別具体的に、合理的な範囲で前向きに対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,735,594	4.90
丸紅株式会社	4,618,574	4.78
株式会社みずほ銀行	3,748,139	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,681,000	3.81
日本製紙株式会社	3,595,639	3.72
ホッカンホールディングス株式会社	3,022,329	3.13
トーモク共栄会	2,900,207	3.00
特種東海製紙株式会社	2,700,000	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,313,000	2.39
トーモク社員持株会	2,282,973	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、札幌 既存市場

決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂上誠	公認会計士													
永易俊彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂上誠	○	平成28年6月24日開催の取締役会において、右記のとおり、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定いたしました。	同氏は公認会計士として会計の専門家としての知識や経験に基づき、当社の経営全般に対し、独立した立場の社外取締役として、取締役会等で有益な提言を頂けるものと考えております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を独立役員に指定しております。
永易俊彦	○	平成28年6月24日開催の取締役会において、右記のとおり、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定いたしました。	同氏は金融機関での専門的な知識および実務経験を有しており、また、会社経営にも長年に亘って携われ、当社の経営に客観的かつ広範な視野から有益な助言が望め、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	0	3	1	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社外取締役

補足説明

その他は社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より、年度の監査計画、四半期監査の状況、年度末監査の状況について報告と説明を受けるほか、会計監査人の往査現場において適宜情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八木茂樹	公認会計士													
飯田丘	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木茂樹		——	同氏は公認会計士として会社会計に関する豊富な経験と知見を有しております。経営の執行で会計的知識が必要とされる場合において、客観的な外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。
飯田丘		——	同氏は弁護士として法律に関する豊富な経験と知見を有しております。経営の執行で法律的知識が必要とされる場合において、客観的な外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

報酬等については業績連動型等を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の額

当事業年度における当社の取締役に対する役員報酬

取締役に支払った役員報酬 249百万円

(注) 1. 取締役に支払った報酬には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。

2. 役員報酬には次のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金繰入額(取締役39百万円)

役員報酬等の決定に関する方針

当社は平成20年6月27日開催の第69回定時株主総会で取締役の報酬限度額を年額360百万円以内と決議し、同総会において役員退職慰労金制度は廃止を決議しております。

役員の報酬等は取締役に対し月額報酬と役員賞与を支給することにしております。取締役の報酬等については内規に基づき、月額報酬を役職、在職期間、業績への貢献度を勘案し、期毎の業績に連動した役員賞与額をその貢献度を勘案して取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補助すべき使用人として法務・コンプライアンス室と監査部がその任に当たっております。また、社外取締役には必要に応じ各部署が支援し、社外取締役と社外監査役に対し取締役会資料の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・ 当社は、監査役会設置会社であり、従来の取締役と監査役の枠組みの中で取締役会、監査役会を中心に組織しております。経営の意思決定の迅速化と業務執行の分離を目的として取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入してそれぞれの機能を強化しております。
- ・ 経営体制は、社外取締役2名を含む取締役13名、社外監査役2名を含む監査役4名、執行役員は9名であります。社外取締役2名は経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。
- ・ 取締役会は原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督等を行い、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めております。
- ・ 監査役は取締役会、常勤会、グループ会議に出席して意見を述べるほか定期的に監査役会を開催しております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、内部監査部門、主要子会社の監査役や会計監査人と情報交換し相互の連携を高めております。
- ・ 当社は新日本有限責任監査法人を選任し、会社法監査と金融商品取引法の監査を受けております。平成29年3月期の業務を執行した公認会計士は指定有限責任業務執行社員薬袋政彦、照内貴の2氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士11名を中心としたチームであります。
- ・ 取締役、執行役員の選任とその基準並びに役員報酬決定方針や水準等の妥当性、透明性を確保するために社外役員が中心となる指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。
- ・ 取締役会から諮問を受けて、指名諮問委員会は、取締役候補者の指名並びに執行役員の選任等について客観的な立場から候補者の妥当性について答申し、報酬諮問委員会は、役員報酬制度について決定方針や水準の妥当性などを客観的な立場から答申しています。取締役会はその答申を受けて決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は急激に変化する経営環境に対応し、経営判断の迅速化をはかるために、取締役会のスリム化による経営の効率性を高めております。2名の社外取締役及び2名の社外監査役は取締役会等の重要な会議に出席し取締役が行う業務執行状況を適時に確認し、意見を述べる機会が確保されており、外部からの経営監視機能の客観性・中立性を十分に確保したガバナンス体制が整っているため、現状の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の上程議案の検討期間を確保するため株主総会招集通知を法定期限内に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年3月期の定時株主総会は、集中日を避けて平成29年6月23日に開催いたしました。今後も集中日を避けて開催する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁方法による議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・事業報告書・財務情報などのIR資料を掲載しております。	
その他	アナリスト・機関投資家などの個別取材に適宜応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と企業価値向上のためには、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、全てのステークホルダーとの協働を实践するため、「トモクグループの経営理念」や「トモクグループ行動基準」を定め、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮し、全てのステークホルダーの権利・立場を尊重する企業風土の醸成に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「内部情報等の管理に関する規定」を定め、株主との対話において、情報開示を公平に行い、特定の者に選別的な情報の開示は行わず、情報の一元管理を行ってインサイダー情報の管理を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会にて決議した「業務の適正を確保するための体制」について、その後の体制整備等を踏まえ、平成21年4月8日及び平成27年5月14日開催の取締役会にて下記のとおり改訂いたしました。

「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するために内部統制事務局を設置する。
- (2) 内部統制事務局は、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して執行されるよう、経営理念・行動基準や各種規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- (3) 内部監査部門は、内部統制監査やコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告する。
- (4) 法務・コンプライアンス室は、使用人等が内部通報を行う場合の窓口となる。また当社の指定する社外弁護士をその外部通報窓口とする。
- (5) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連規程等を整備し、社内・子会社に周知するとともに、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢を貫き、組織的に対応する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の決裁や内部統制の整備・運用に係る職務執行に関する情報を文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるよう整備する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の責任者である社長は、『リスク管理規程』に基づき、内部統制事務局やその他の関連部署に指示し、子会社を含めた企業集団のリスクを統括・管理し、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施するほか、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、『決裁規定』『組織規程』や『業務分掌規程』等の整備・見直しを進め、取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社取締役等の当社への報告体制

当社は、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を求める。

子会社の業務を担当する取締役及び部室長・工場長は、その業務について、十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜、社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

(2) 子会社取締役の効率的な業務執行体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を勘案し、子会社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種会議を通して、企業集団として業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

(3) 子会社取締役及び使用人の業務が法令等に適合することを確保するための体制

当社は、監査や会議・通達等を通じて子会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

6 監査役の監査が効率的に行われるための体制

(1) 補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役会と協議のうえ、専任の使用人を配置する。

当該使用人は、当該業務従事期間中、監査役の指揮・命令に従うとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役と取締役の協議により決定する。

(2) 監査役への報告体制

内部統制事務局や監査部は、内部統制の整備・運用状況や内部監査結果等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。

使用人並びに子会社の取締役・使用人は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合、当社監査役に報告することができる。

当社は、監査役へ報告をした使用人又は子会社の取締役・使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、規程等を整備する。

(3) その他監査役監査が効率的に行われるための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される常勤会に出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取する。

社長と監査役、監査役と管理本部等との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けるとともに、監査役と子会社監査役や子会社監査部長等との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的な監査体制を構築する。

(4) 監査費用等

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要なではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連規程等を整備し、社内・子会社に周知するとともに、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢を貫き、組織的に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役へのインセンティブ付与に関する施策、IRに関する活動については重要性を認識し、今後の検討課題としております。

(コーポレート・ガバナンスの体制：模式図)

